

令和4年9月 令和4年度第6回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月30日（金）午後1時30分～午後3時10分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番：小長野 誠 2番：坂元 廣幸 3番：本村 正一 4番：福森 徳昭
5番：牧野田 隆平 6番：杉尾 敏憲 7番：市藺 由美子 8番：白尾 親昭
9番：今村 逸子 10番：野元 幸雄 11番：堂前 澄男 12番：西 泰行
13番：川島 兼次 14番：内飩 達也 15番：平 富士夫 16番：岩元 律子
17番：松元 信道 18番：夏田 恒 19番：米迫 慎二
欠席委員（4番：福森委員）

【農地利用最適化推進委員】

1番：内村 幸雄 2番：宇都 和義 3番：扇藺 弘行 4番：柚木 利雄
5番：大重 孝司 6番：上福元 克己 7番：松永 政文 8番：松元 健一
9番：池端 隆志 10番：新屋敷 幸一 11番：中村 政芳 12番：柳迫 勝美
欠席委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 買受適格証明願（農地法第3条の規定による）について
6. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第7号 買受適格証明願（農地法第5条の規定による）について
10. 議案第8号 農地の利用目的変更願について
11. 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長・事務局長補佐兼農地係長・農地係主査・農地係主事・振興係長
振興係主任主査

	令和4年9月 令和4年度第6回始良市農業委員会総会議事録
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第6回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、18名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員が欠席であります。
	——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、6番 農業委員、11番 農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に

	参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号（7件） ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から7番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、9月30日、契約の始期は、10月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間が2件、6年間が1件、10年間が1件、11年間が1件、15年間が2件で、合計7件、16,520㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページから3ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番までについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番までについて、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第4 議案第2号(2件) ———
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番と2番について、説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は4ページです。 今月の申請件数につきましては、2件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。 それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が2筆、面積は、1,700㎡、売買による所有権移転です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員1番、推進委員です。 調査報告いたします。 令和4年9月15日、譲受人に、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請地を調査いたしました。 労働力については、本人、父母、姉など、5名従事しています。 農業用機も、コンバイン、軽トラ、乾燥機など、全て揃っています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、引き続き 2 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が 1 筆、面積は、6 8 9 m²、贈与による所有権移転です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 6 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 6 番、推進委員です。 調査報告いたします。 令和 4 年 9 月 1 7 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 今回の申請は、〇〇さんの従妹からの贈与であり、申請地隣接農地の所有者である〇〇さんに、贈与したいとの事でした。 譲受人の〇〇さんは、住所は〇〇で、田は米丸の 8 0 アールほどあるのですが、中間管理機構に預けています。 本人自作の畑は 1 0 アールほどで、うち 6 アールの借主を探しています。 自作している田は、実家の周辺にあり、今は、畑化し、果樹や野菜を栽培しています。 今回の申請地は、農地パトロールで行ったところでもあり、梅が植えられていたところであります。 農業用機械は、耕運機、芝刈り機を所有しています。 当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番と 2 番については、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 議長 議長 事務局 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり決定いたしました。 —— 日程第5 議案第3号(1件) —— 次に、日程第5、議案第3号、買受適格証明願、農地法第3条の規定による について、議題に供します。 なお、願出人が落札し、農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することについても、併せてご審議を、お願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第3号、買受適格証明願（農地法第3条の規定による）について、説明いたします。 総会資料は、5ページとなります。 始良市差し押さえ不動産の公売に伴う、買受適格証明願です。 これにつきましては、農地を取得できない者が、最高価格買受者になるのを未然に防ぐため、入札参加者について、農業委員会で、農地法の規定による許可の見込みを審査し、買受適格者であることの証明をした者でないと、公売に参加することができません。 そこで入札の際に買受適格証明が必要となり、落札決定者が農地法第3条の規定による申請者となります。 詳しくは本日の資料で、表題に「議案第3号、第7号の買受適格証明について」と書いた、A4の一枚紙の資料がありますので、そちらをご覧ください。 それでは、公売情報から先に説明いたします。 土地の所在が、豊留〇〇番、地目は田、面積は222㎡です。債権者が財務省、公売物件番号が、〇〇です。 入札期間が、令和4年〇月〇日から、令和4年〇月〇日、売買決定期日が、令和4年〇月〇日です。 今回は1名の方から、申し出がありました。 申請者は、〇〇、経営面積は、19,061㎡、農業従事者は3名、以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査
--	---

	の結果並びに補足説明をお願いします
委員	はい、推進委員2番、推進委員です。 調査報告いたします。令和4年9月26日、買受人を訪問し、聞き取り調査をいたしました。 買受人の労働力としては、従事する従業員を3人確保しておりました。 使用する農業用機械につきましても、コンバイン、トラクターをはじめ、全て揃っていました。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、買受適格者であること、及び、第3条に関しては、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号 買受適格証明願、農地法第3条の規定による についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、17番、農業委員です。 議案第2号1番の〇〇さんと、議案第3号1番の〇〇さん、住所が同じであると気づいたのですが、お父さんと息子の関係ですか。そういうことで、就農していくとのことですか。
事務局	はい、親子であります。 それぞれでもですが、一緒にでも就農しているところであります。
議長	他に、ございませんか。 それではお諮りいたします。 議案第3号 買受適格証明願、農地法第3条の規定による についての、1番については、原案のとおり、買受適格者であることを承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号 買受適格証明願、農地法第3条の規定による についての、1番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。 また、農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします

	す。
委員	〔賛成多数〕
議長	本件承認の、農地法第3条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することに、決定いたしました。
	——— 日程第6 議案第4号(2件) ———
議長	次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。 1番と2番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、6ページでございます。 今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、751㎡となっております。 令和4年7月5日に、5条許可で車置き場での許可をとっていましたが、こちらのほうに、車庫を建設したいとのことで、今回、事業計画の変更が提出されております。 このあとの、議案第5号の1番と関連がある案件となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番、農業委員です。 調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北東に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が宅地です。 申請実現の

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員	確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 申請人は〇〇、土地の所在は、西餅田の1 筆、7 1 0 m²となっております。 令和4 年4 月8 日に、宅地造成の1 筆分譲とのことで、5 条許可をとっておりましたが、今回、隣接地も一体として利用する計画に変更があり、6 区画の宅地造成とのことで、事業計画の変更申請が提出されております。 一体利用しますことで、全事業面積は、1 6 3 1 . 9 m²となっております。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、1 1 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、1 1 番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3 種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約3 0 m の位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。 これより、議案第4 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1 番と2 番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕
---	---

議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が決定いたしました。 ——— 日程第7 議案第5号(2件) ———
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番と2番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、7ページでございます。 こちらが、先ほどの議案第4号の1番と関連があります案件となっております。 申請地は、加治木町木田の1筆で、751㎡です。 農地区分は第3種農地区分で、転用目的は、車庫と車置場とのことです。 車庫と車置場を建設し、自社の安定を図りたいとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第4号の1番で、17番、農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は〇〇他2名、3人兄弟の共有名義であります。 所在地は、東餅田の1筆、面積は319㎡、農地区分は第3種農地、転用目的は、一般住宅です。 共有名義の住宅を建設したいとの事です。 参考資

議 長	料の１２ページに、顛末書を掲載しております。内容は、昭和４９年に、３人ご兄弟の実家が建築され、今回建て替えとなったのですが、その際に、地目が畑のままであったことが判明し、今回、顛末書を添付し、追認での許可を得ようとするものです。以上で報告を終わります。 ただいまの説明に関連して、１４番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１４番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第３種農地で、問題はございません。申請地の位置ですが、〇〇から北東に約２００ｍの位置になります。被害防除現況につきましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての、１番と２番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。

——— 日程第 8 議案第 6 号(17 件) ———	
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1 番から、17 番までについて、説明をお願いします。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、8 ページから 12 ページでございます。 今月の申請件数につきましては、17 件であります。 1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の 1 筆、面積は 9 1 6 m²となっております。 所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。 転用目的は、農家住宅、倉庫、苗置き場 です。 娘夫婦が、将来農業を受け継ぐ為、申請地に農家住宅、倉庫を建築し、居住したいとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16 番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約 7 0 0 m の位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、大山の 1 筆、面積は 1 5 5 6 m²のう

	ち、355㎡となっております。賃借権で、農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、現場事務所です。県発注の農村地域防災減災事業の用排水路の現場事務所として、一時的に利用したいとの事です。農用地区域内農地との事で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。また、一時転用との事で、令和5年2月28日の期限までに、農地に復元することと、条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が農道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年2月28日までの一時転用。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、永池町の1筆、面積は431㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。2区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員10番、推進委員です。調査報告いたしま

	す。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。 被害防除現況としましては、東が雑種地、西が市道、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4番について、事務局の説明を求めます。 4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の1筆、面積は14㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。 転用目的は、宅地拡張です。 昭和55年から宅地として利用し続けていた事によるもので、始末書のほうが、参考資料の28ページに、理由書が29ページに添付しております。 今回、購入した建物の軒先の一部が農地にかかっていることがわかり、境界を戻せないで、申請部分を建物敷地とするためのものです。 昭和55年から、すでにこの現況になっているとの事で、始末書が添付され、追認での許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、11番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。 その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約170mの位置です。 被害防除現況としましては、東が水路、西が田、南が市道、北が山林と水路です。 申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、５番について、事務局の説明を求めます。 ５番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の１筆、面積は１６８㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、宅地造成です。１区画の宅地造成を行いたいとの事です。また隣接の土地も含め一体利用とし、２２３．４㎡での計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１４番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１４番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約２５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が鉄道用地、西が市道、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、６番について、事務局の説明を求めます。 ６番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の１筆、面積は５６２㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、駐車場です。申請地を買い受け、お寺の駐車場にしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員１０番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員１０番、推進委員です。調査報告いたしま

	す。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約50mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅地、北が里道です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の1筆、面積は245㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 駐車場を建設し、自己の生活の安定を図りたいとの事です。 平成3年12月22日に、一度、転用許可を得た土地であり、現状はすでに駐車場になっているのですが、地目変更をしていなかった関係で、今回、再度の申請となったところであります。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、17番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約60mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が国道、北が宅地です。 申請実現の確実性として、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。

	事務局 8 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の 1 筆、面積は 3 4 2 m ² となっております。 所有権移転で、農地区分は、第 1 種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 自己の住宅を建築したいとの事です。第 1 種農地でもあり、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 8 番、推進委員です。 調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であります。第 1 種農地の不許可の例外であります集落接続施設に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約 1 0 m の位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑、北が畑です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、9 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の 9 筆、面積は 5, 2 7 6 m ² となっております。 所有権移転で、農地区分は、第 2 種農地です。 転用目的は、山林です。 寺で山林の管理を行いたいとの事です。 こちらの申請地につきましては、農振除外の手続きのほうで、令和 2 年 4 月 8 日に完了しており、それに伴う転用の申請となっております。 また、全体面積が 3 0 アールを超えておりますので、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇の隣接地です。 被害防除現況としましては、東が河川と山林と田、西が山林、南が山林と宅地、北が山林です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。 事務局 10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、 加治木町木田の2筆、面積は829㎡となっております。 先程の9番の申請地の隣接地となっております。 所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。 転用目的は、倉庫と庭園と資材置場です。 申請地は事業所に隣接しており、資材置場、倉庫、庭園等に便利である為との事です。 参考資料の54ページに始末書が添付されております。 この2筆については、すでに倉庫が建設されており、また、資材置場としても利用されており、始末書を添付しての、追認での許可得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい、17番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇の隣接地です。 被害防除現況としましては、東が山林での5条申請地、西が山林での5条申請地、南が宅地、北が山林です。 申請実現の確実性とし

議 長	ましては、始末書添付で転用済のため、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
事務局	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。 １１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町北の１筆、面積は、９９２㎡のうち、４９４㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第１種農地です。 転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとのことです。 第１種農地で、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員８番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員８番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地ではありますが、第１種農地の不許可の例外であります集落接続施設に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北西に、約１５０ｍの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が農道、南が畑、北が畑です。 申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、１２番について、事務局の説明を求めます。 １２番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の１筆、面積は２

議 長 委 員	53㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 社員駐車場と隣接墓地の利用者駐車場として利用したいとの事です。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、16番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北東に、約250mの位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が高速道路、南が墓地、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、13番について、事務局の説明を求めます。 13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は880㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 4区画の宅地造成を行いたいとの事です。 また隣接の宅地と一体利用とし、全事業面積は、966.36㎡となっております。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員10番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南東に、約180mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑と市道、西が宅地、南が市道、北が畑

議 長	と宅地です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
事務局	次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、面積は956㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 申請地は、3区画の宅地造成を行いたいとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約60mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は15㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、通路拡張です。 参考資料の74ページに始末書が添付されております。 昭和50年、住宅を建築した時から通路として使用しており、今回、追認での許可を得ようとする

議 長	ものです。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約40mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑、北が宅地です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。 16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は344㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 娘夫婦が自宅を建設する為との事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、11番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約450mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道と宅地、南が畑、北が宅地です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長	次に、１７番について、事務局の説明を求めます。
事務局	１７番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の１筆、面積は５１２㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、駐車場です。〇〇始良支店の駐車場用地として利用する為との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１１番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１１番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約１８０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が里道、南が原野、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員として、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、１７番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、１７番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長 1 : 06 : 34	賛成多数により、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から、1 7 番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、2 番、8 番、9 番、1 1 番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、休憩に入ります。 議事を再開いたします。 ——— 日程第 9 議案第 7 号(1 件) ———
議 長 事務局	次に、日程第 9、議案第 7 号、買受適格証明願、農地法第 5 条の規定による について、議題に供します。なお、願出人が落札し、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することについても、併せてご審議を、お願いします。それでは、1 番について、事務局の説明を求めます。 議案第 7 号、買受適格証明願、農地法第 5 条の規定による について、ご説明いたします。総会資料は 1 3 ページでございます。先ほどの議案第 3 号、買受適格証明願、農地法第 3 条の規定によると同じく、公売による買受適格証明願となっております。議案第 3 号の際にも説明がありましたが、今回は、農地法第 5 条の要件を満たしていない者が、落札者になることを未然に防ぐため、農地法による許可見込みがないと、公売のほうに参加できない事となっております。その為、入札の際に、買受適格証明が必要となっております。入札後、買受適格証明により 5 条の要件者となった落札者は、所有権移転をするために、農地法の許可を取得する必要がありますが、当該手続きをスムーズに進めるため、買受適格証明申請と同じ内容の事業内容であれば、改めて総会に諮らず許可できるよう、本総会時に、買受適格証明と 5 条申請を同時に諮ることとなっております。それでは、公売の内容につきまして、説明させていただきます。入札期間は、令和 4 年 1 1 月 2 日から令和 4 年 1 1 月 9 日、令和 4 年 1 1 月 1 5 日が開札、売買期限、期日は、令和 4 年 1 2 月 6 日、債権者は財務省となっております。今回、農地法第 5 条による申請は、

議 長	1件となっております。 申請人〇〇、申請地は、豊留の一筆、面積は222㎡。 転用目的は駐車場で、申請人が隣接に居住し、家族の駐車場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします
委 員	はい、推進委員11番、推進委員です。 調査報告いたします。 令和4年9月21日、買受人を訪問し、聞き取り調査をいたしました。 農地区分につきましては、第2種農地ですが、その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南東に、約340mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号 買受適格証明願、農地法第5条の規定による についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第7号 買受適格証明願、農地法第5条の規定による についての、1番については、原案のとおり、買受適格者であることを承認することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第7号 買受適格証明願、農地法第5条の規定による についての、1番については、原案のとおり、承認

	することに決定いたしました。 また、農地法第5条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 本件承認の、農地法第5条の規定による許可申請書が提出された場合は、本証明願の事業内容と異なる場合を除き、許可することに、決定いたしました。
議 長	—— 日程第10 議案第8号(1件) —— 次に、日程第10、議案第8号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。 なお、議事参与制限により、11番、農業委員が関係者となりますので、退席をお願いします。
議 長	委 員 [11番農業委員 退席] それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
議 長	事務局 議案第8号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は14ページになります。 今月の申請件数につきましては、1件となっております。 なお、本案件につきましては、11番、農業委員に関係する案件となっておりますので、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、議案の採決には参加できませんので、よろしくお願いいたします。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は、上名の田が一筆、面積は1810㎡のうち、136㎡であります。 農地区分は、第2種農地。転用目的は、農機具倉庫の建築であります。令和4年7月下旬の大雨による土砂崩れで罹災した農機具倉庫を建て替える目的となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調

	査の結果並びに補足説明をお願いします
委員	はい、推進委員１１番、推進委員です。 調査報告いたします。 令和４年９月２１日、申請人からの聞き取り調査をいたしました。 農地区分につきましては、第２種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約５０ｍの位置です。 被害防除現況としましては、東が山林、西が畑、南が河川、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自然災害で崩壊し、農機具倉庫を建て替えるため、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第８号 農地の利用目的変更願についての、１番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第８号 農地の利用目的変更願についての、１番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第８号、農地の利用目的変更願についての、１番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 １１番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	〔１１番農業委員 着席〕
	——— 日程第１１ 議案第９号(２件) ———
議長	次に、日程第１１、議案第９号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供しま

	す。 1 番と 2 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 はい、それでは、議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画、賃借と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和 4 年 1 0 月 1 日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。 それでは、資料 1 6 ページ、借換区分別集計表をご覧ください。 利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の 1 7 ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、湖心の 2 件、申請面積は、3, 6 8 3 m²、です。設定する権利別は、使用賃借権が 2 件、となっております。今回の設定地区は、蒲生町上久徳地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。 議 長 これより、議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番と 2 番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 委 員 [質疑・意見なし] 議 長 それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番と 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委 員 [賛成多数] 議 長 賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番と 2 番については、原案のとおり決定いたしました。
--	---

—— 日程第 1 2 ——	
議 長	次に、日程第 1 2、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告ですが、特にありませんでした。 以上で事務局の報告を終わります。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	はい、推進委員 4 番、推進委員です。お聞きしたのですが、畑を買った後、土地改良区からの水の代金が、前所有者にいき、振込用紙を前所有者が、新しい所有者に持ってこられたのですが、それはそれでよいのですが、土地改良区にも報告しておいてほしいと思いました。以上です。
事務局	今後、土地改良区に通知を出したいと思います。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
—— 日程第 1 3 ——	
議 長	次に、日程第 1 3、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画賃借の合意解約報告をいたします。 9 月は 1 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約をご確認ください。以上で、報告を終わります。

議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 —— 日程第 1 4 ——
議 長	次に、日程第 1 4、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	農業新聞の加入推進の状況について。
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	借りたい、貸したいアンケートについて。 農業委員、最適化推進委員の募集について。
議 長	他にありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 6 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____